

議案第3号

三朝町特定公共賃貸住宅の明渡し等に係る訴えの提起について
次のとおり、三朝町特定公共賃貸住宅の明渡し等に係る訴えを提起すること
について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、
本議会の議決を求める。

平成23年1月17日

三朝町長 吉田秀光

1 相手方

三朝町特定公共賃貸住宅天神団地1戸に係る入居者

住 所 * * * * *

氏 名 * * * *

2 事件の要旨

相手方は、正当な理由によらないで、三朝町特定公共賃貸住宅（以下「賃貸住宅」という。）の入居に必要な手続きを行わず、また、当該賃貸住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、再三にわたる催告等にも応じないため、当該賃貸住宅の明渡し等を求めるもの

3 請求の要旨

- (1) 相手方に対し賃貸住宅の明渡しを求めるもの
- (2) 相手方に対し滞納家賃及び損害賠償金等の支払を求めるもの
- (3) 相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの

4 訴訟遂行の方針

- (1) 相手方から滞納家賃等を完納する旨の申し入れがあり、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果、必要と認めた場合は、上訴するものとする。